

# 生徒心得

## 第1章 行動一般について

- 1 法を遵守し、本校生として自覚を持って行動する。
- 2 外出するときは生徒証明書を携帯し、登下校時は制服を着用する。ただし、土日祝日の部活動の登下校は、顧問が認めた部活着でも構わない。
- 3 年長者又は訪問者に対しては、常に挨拶などの励行を含め礼儀正しく振る舞うように心掛ける。
- 4 言葉遣いにはその人柄が表れるものであるから特に注意する。
- 5 学校の施設・設備・備品などを過って破損したり紛失したりしたときは、直ちに学校へ届ける。
- 6 交通法規やマナーを遵守し、迷惑な運転や歩行をしないよう努める。
- 7 男女の交際において、互いに品位を傷つけるような行為は深く慎む。
- 8 所持品には各自記名し、学業に不要なものは持ち込まない。
- 9 周囲に迷惑がかかる粗暴な行為は絶対にしない。
- 10 凶器その他禁制品（酒類やタバコ等）の所持をしない。
- 11 出席扱いは次の場合に限る。
  - (1) 校長が認めた選手派遣、校外実習、受験及びこれに類するもの。
  - (2) 生徒会行事に関するもの。
  - (3) その他校長が必要と認めたもの。
- 12 次の事項については、届け出又は許可願を提出しなければならない。
  - (1) 欠席、早退、欠課、帰省、旅行、合宿、夜間外出
  - (2) 登校後の一時外出
  - (3) アルバイト、校外実習
  - (4) 校内の施設、設備、備品の使用
  - (5) 集会、宣伝、掲示、刊行物
  - (6) 保証人の変更
  - (7) 下宿及び移転
  - (8) 自転車通学、単車通学
  - (9) 住所その他既に届けてある事項の変更
  - (10) 自動車学校への入学、免許試験の受験
  - (11) 外部団体への加入、集会参加
- 13 次の行為は禁止する。
  - (1) 飲酒、喫煙、有害薬品の使用
  - (2) 暴力行為
  - (3) 恐喝、脅迫及びこれに類する行為
  - (4) 考查中の物品貸借及びカンニング等の不正行為
  - (5) 禁止映画観覧
  - (6) 夜間外出（22：00以降）、無断外泊（親戚宅等以外への外泊）
  - (7) パチンコ店など、その他風紀上好ましくない場所への出入り

- (8) 飲食店（居酒屋）への出入り（保護者同伴の場合は許可）
- (9) 公共物の破損・汚損
- (10) 質入れ、掛買い、賭博や校内での金銭の貸し借りや物品の売却
- (11) 他人の物品の無断借用
- (12) 無断アルバイト・無断免許取得
- (13) カラオケボックスへの入店（保護者同伴の場合は許可）
- (14) 緊急時及び特別に許可を受けた場合以外の携帯電話・スマホの校内での使用
- (15) 誹謗中傷行為（SNS等への投稿含む）
- (16) その他生徒の本分に反するような行為

## 第2章 頭髪規程

- 1 頭髪は清潔でバランスのとれた、さっぱりとした高校生らしい髪型とする。
- 2 次に掲げる事項を守る。
  - (1) 男子生徒
    - ア 奇異な髪型にしない。
    - イ 髪は、うしろは襟に、横は耳に、前は眉にかぶらないようにする。また、もみ上げは耳の中心あたりとする。
    - ウ 毛染め、脱色、眉そり、鼻・顎ひげなど奇異なことをしない。
  - (2) 女子生徒
    - ア 奇異な髪型にしない。
    - イ 髪の長さは肩の線までとし、それ以上伸びたらくること。
    - ウ リボン、ヘアピン類は、派手でないものとする。
    - エ 毛染め、脱色、眉そりをしない。
  - (3) 上記規定に沿えない理由がある場合は、協議の上対応を決定する。

### 第3章 服装規程

- 1 学生服、実習服、体育服、体育館シューズ、グラウンドシューズ、通学バッグ、スリッパは学校で指定したものを使用する。
  - (1) A型の制服は次のとおりとする。
    - ア 学生服（ボタンは指定されたもの）は本校指定のもので、変形服（長ラン・短ランなど）は認めない。
    - イ 校章は学生服襟の左に、科章は学生服襟の右に取り付けること。
    - ウ 本校指定の標準型学生ズボンを必ず着用する。
    - エ 夏上着は本校指定の半袖シャツとし、インナーは白色を基調とした派手でないものとする（プリントはワンポイントまで認める）。
    - オ ベルトの色は黒一色のみとし、華美でない形のものとする。
    - カ 靴下は白、黒、紺、灰色など派手でない色とする。くるぶしソックスは不可。
  - (2) B型の制服は次のとおりとする。
    - ア 冬制服は学校指定の制服（上衣、ブラウス、セーター、スカート、リボン）とする。
    - イ スカート丈は床に両膝をついたとき、スカートが床につく程度とする（立っている状態では膝の中心より下）。
    - ウ リボンは色・型ともに学校指定のものとする。
    - エ シャツは、学校指定のものとする。
    - オ 冬服への移行開始とともに各自の判断の下、学校指定のセーター及びタイツ（黒色）の着用を許可する（時期については気候の状況に応じて判断し着用する）。また、セーター着用時は上着も着用する。
    - カ 校章・科章は左襟の位置に付け、それ以外は付けない。
    - キ 夏服は、学校指定の制服（スカート、シャツ、リボン）とする。
    - ク 靴下は、黒、紺の単色のものとし、くるぶしソックスやルーズソックス及びルーズに履くことは認めない。
  - (3) I型の制服は次のとおりとする。
    - ア 学生服は本校指定のものとする。
    - イ 夏服は半袖ポロシャツ・スラックスとする。
    - ウ 冬服はブレザー・スラックス・長袖シャツ・セーター・ネクタイとする。また、科章は左襟に取り付けること。
    - エ 夏服・冬服ともにインナーは白、黒、紺など派手でないものとする。（プリントはワンポイントまで認める）
    - オ ベルトは黒、紺など派手でない色及び形とする。
    - カ 靴下は白、黒、紺など派手でない色とする。くるぶしソックスは不可。

- (4) II型の制服は次のとおりとする。
- ア 学生服は本校指定のものとする。
  - イ 夏服は半袖ポロシャツ・スカート・スラックスとする。
  - ウ 冬服はブレザー・スカート・スラックス・長袖シャツ・リボン・ネクタイ・セーターとする。また、科章は左襟に取り付けること。
  - エ 夏服・冬服ともにインナーは白、黒、紺など派手でないものとする。  
(プリントはワンポイントまで認める)
  - オ ベルトは黒、紺など派手でない色及び形とする。
  - カ 靴下は白、黒、紺など派手でない色とする。スカート着用の場合くるぶしソックスやルーズソックス及びルーズに履くことは認めない。
- (5) 制服の着用期間(目安)は次のとおりとする。
- 夏服 6月1日～10月30日  
冬服 11月1日～5月31日
- ただし、気候の状況を考慮し時期を変更する場合がある。
- (6) 防寒着(ジャンパー、手袋、マフラー)については次のとおりとする。
- ア 黒または紺の無地のジャージもしくはジャンパー、各部活動指定の防寒着とする。また、手袋、マフラーも黒、紺、白など派手でない色とする。
  - イ 通学途中は着用してよいが、学校内では禁止する。
  - ウ 防寒着の保管については、教室後方の棚、もしくは通学バックにきれいにたたんで管理すること。
- 2 靴はスポーツシューズ、革靴とする(高価なものは履いてこない)。革靴は黒の短靴で、かかとの高くないものを使用する。(ブーツは不可)
  - 3 靴のかかとを踏みつぶして、履かないようにする。
  - 4 ニット帽・耳当ての着用は禁止する。
  - 5 ネックレス・ピアス(イヤリング)・ブレスレット・指輪等、アクセサリ、装飾品は禁止する。
  - 6 化粧、マニキュア・ペディキュアは禁止する。

## 第4章 選挙規程

- 1 電子メール・SNSを利用した選挙運動等を行うことを禁止する。
- 2 満18歳未満で有権者として資格がない生徒が選挙運動を行うことを禁止する。
- 3 学校内における生徒の政治的活動等について、学校教育上支障が生じないよう制限又は禁止する。
- 4 学校外における生徒の政治的活動等については、届け出を行うものとする。
- 5 上記に違反した場合は、必要な指導を行う。

## 第5章 日課表と登下校時間

- 1 始業時間は8時30分とし、落ち着いた学校生活を送れるよう8時20分までに登校する。
- 2 終業時刻は15時50分（SHR終了時）とし、それ以前に外出、早退する場合は許可を受ける。
- 3 用事のない者は速やかに下校する。

### 日 課 表

朝の読書	8 : 3 0 ~	8 : 4 5
SHR	8 : 4 5 ~	8 : 5 5
第1限	9 : 0 0 ~	9 : 5 0
第2限	1 0 : 0 0 ~	1 0 : 5 0
第3限	1 1 : 0 0 ~	1 1 : 5 0
昼休み	1 1 : 5 0 ~	1 2 : 3 5
第4限	1 2 : 3 5 ~	1 3 : 2 5
第5限	1 3 : 3 5 ~	1 4 : 2 5
第6限	1 4 : 3 5 ~	1 5 : 2 5
移 動	1 5 : 2 5 ~	1 5 : 3 0
掃 除	1 5 : 3 0 ~	1 5 : 4 5
終 礼	1 5 : 4 5 ~	1 5 : 5 0

## 第6章 自転車通学規程

- 1 自転車通学を希望する者は、所定の自転車通学許可願を校長に提出し、当該自転車の車体検査（二重ロック・第二種点検整備済TSマーク・雨カッパ・ヘルメット等）を受けなければならない。  
検査に合格した自転車にはその年度限り有効のステッカーを発行するので、所定の位置にステッカーを貼り付けること。
- 2 無灯火・2人乗り・並進・雨天時の傘さし運転（傘を自転車に挿しての乗車）・スマートフォンの使用・イヤフォンやヘッドフォンの使用は、交通事故防止の点から、特にこれを禁止する。
- 3 交通法規を遵守する。
- 4 上記の規定に違反した者に対しては、許可取り消し等、懲戒の処置を講ずる。

## 第7章 単車通学規程

- 1 単車通学は2年生から許可する。(開始日は5月の連休以降)
- 2 通学に用いる単車は排気量50cc未満の原動機付自転車(スクータータイプ)とする。
- 3 単車通学の許可は中学校校区(本渡中、本渡東中、稜南中以外)を原則とする。ただし30km未満を原則とする。また坂道が連続するなど、通学困難と認められる場合は審議のうえ許可することがある。
- 4 単車通学を希望する者は、所定の単車通学許可願いを校長に提出し、保護者同伴で面談を受けた後、天草自動車学校での技術講習、当該単車の車体検査(灯火・制動・保安の各装置、自賠責・任意保険等)を受けなければならない。  
検査に合格した単車にはステッカーを発行するので、所定の位置に貼り付けること。
- 5 単車通学生は必ず単車通学許可証を携行し、白のフルフェイス型ヘルメットをかぶり、指定のウインドブレーカーを着用すること。なお、B型制服着用生徒はジャージの着用を許可条件とする。
- 6 単車の貸借は禁止する。
- 7 交通法規を遵守する。
- 8 その他の規定は、単車通学生集会にて告知、案内する。
- 9 上記の規定に違反した者に対しては、免許証の一時預かり・許可の一時停止・許可の取り消し等の懲戒の処置を講じる。

## 第8章 運転免許、違反、事故に関する規程

- 1 自動二輪免許の取得及び自動二輪車の購入は禁止する。
- 2 自動二輪車の後部座席への乗車(2人乗り)は禁止する。
- 3 原付免許の取得は、1年生修了後の春休み以降許可する。
- 4 原付免許を取得する者は、所定の許可願いを校長へ提出し、許可を受けた後、本校で実施する法令講習を受講し、長期休業中に免許センターで受験をする。
- 5 普通免許(自動車)の取得は禁止する。3年生で条件を満たした者のみ、所定の許可願いを校長へ提出し、保護者同伴で面談を受けた後、自動車学校の入校、教習修了及び卒業検定を受けることは認める。
- 6 交通事故・交通違反を起こした者は、遅延なく(3日以内に)担任又は係に届ける。
- 7 上記の規定に違反した者及び交通違反者には、自転車通学許可取り消し・単車通学許可取り消し等、懲戒措置を講じる。
- 8 半キャップ型ヘルメットの着用を禁止する。
- 9 自転車、原付乗車中のイヤフォンやヘッドフォンの使用を禁止する。

## 第9章 スマートフォン等に関する規程

- 1 スマートフォン等は登下校時の緊急連絡手段としてのみ、校内への持ち込みを許可する。
- 2 校内での緊急時及び特別に許可を得た場合以外でのスマートフォン等の使用は禁止とする。使用が発覚した場合は担任が預かり、保護者へ学校指定の袋に入れて渡す。  
※スマートフォン等使用が発覚→職員が預かり→担任→指定の袋に入れ保護者へ（スマートフォン等保管確認書を記入させる）→1週間保管（保護者）→担任、保護者で開封する。  
※なお、預かり期間中の使用料支払いの責を学校は負わない。  
※保管期間に関しては指導回数に応じて期間を延長する場合がある。
- 3 スマートフォン等を持ち込んだ場合は、必ず電源を切り責任を持って管理する。  
※マナーモード設定は禁止
- 4 考査及び各種検定資格試験等でのスマートフォン等の所持は、不正行為として特別な指導の対象とする。
- 5 自転車、単車運転中の使用は交通違反として指導する。  
※歩きながらのスマートフォン等使用は禁ずる（マナー違反）。
- 6 スマートフォン等の不適切使用（盗撮・誹謗中傷・書き込み等）、サイバー補導される行為については特別な指導の対象となることがある。
- 7 生徒が使用するスマートフォン等には、必ずフィルタリングをかける。
- 8 在校時、保護者から生徒への連絡は緊急時を含め全て学校にする。  
(0969-23-2330)